

平成十三年八月二十七日

平成十三年十月一日以降の日を発行日とする第十三回特別給付金国庫債券
の様式の要項を定める件

財務省

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）第四条第二項の規定により発行する第十三回特別給付金国庫債券で平成十三年十月一日以降の日を発行日とするものの様式の要項を次のように定める。

財務大臣 塩川 正十郎

寸法	全体 本券 賦札	縦二百二十二ミリメートル 横二百八十四ミリメートル 縦百十ミリメートル 横二百八十四ミリメートル 縦五十六ミリメートル 横七十一ミリメートル
用紙	すき入れ 「財務省印」の白すきちらし	
表面	彩紋、唐草模様、「賦札」の文字 地模様 「記名」、記号の文字、財務大臣の印章及び渡し期を表わす文字 「日本政府」の文字 番号及びその他の文字	青味黒色 にぶ黄緑色、うすだいたい色及びうす緑味青色 赤色 白抜き 黒色
裏面	彩紋、唐草模様及び文字	青味黒色
その他	各賦札に切取り用刷り目打ち	

（備考） 第十三回特別給付金国庫債券のひな形は、次図のとおりである。

